

秦野斎場利用のご案内

この「秦野斎場利用のご案内」は、秦野斎場の円滑な運営等を図るため、施設利用者、葬祭事業者等による火葬等の予約、ご遺体の出棺から収骨に至るまでの一連の流れと遵守事項等について、取りまとめたものです。秦野斎場の利用にあたりましては、事前に確認、留意され、注意事項の遵守につきまして、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

秦野斎場

平成30年3月17日初版

令和2年12月11日改定

秦野斎場利用のご案内 目次

1	施設概要	1
2	施設の休場日・開場時間等	1
3	施設使用料	2
4	斎場の使用申請・許可等	3
5	棺への副葬品の混入防止と制限	4
6	火葬から収骨までの流れ	5
7	斎場予約システムによる仮予約	5
8	案内表示	5
9	交通機関・経路等	6
10	秦野斎場の利用に関する留意事項等	6
11	秦野斎場配置図	10

秦野斎場利用のご案内

秦野斎場（火葬場）は、火葬施設としての尊厳性を保ちつつ、ご遺族の心情に寄り添い、幼児からご高齢者などの様々な会葬者への配慮と周辺環境への負荷軽減を図り、故人の人生の終焉を悼む場として、また、ご遺族、会葬者が最後のお別れをする場としてふさわしい管理・運営に心掛けてまいります。

また、安全・安心かつ安定した運営に努め、長く最良な状態での稼働を続けるために、施設利用者、葬祭事業者の皆様には、この趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

1 施設概要

- (1) 名 称 秦野斎場
- (2) 所在地 〒257-0031 秦野市曾屋1006番地
電話：0463-81-2052 Fax：0463-86-6087
- (3) 主な施設
 - ア 1階： 告別室4室、収骨室4室、火葬炉7炉（予備炉1炉分の空間を確保）、
霊安室（遺体安置室）1室（遺体保冷库2庫）、待合室4室（全席椅子席、
40人3室、52人1室）、会葬者用更衣室、授乳室、エレベータ2基
同行者控室、運転手控室、事務室、コインロッカー
 - イ 2階： 待合室4室（全席椅子席、40人4室）、授乳室、売店、自販機コーナー
待合ロビー、キッズルーム、授乳室
 - ウ 駐車場： 普通乗用車39台、車いす利用者用3台、マイクロバス用9台

2 施設の休場日・開場時間等

- (1) 休 場 日 1月1日～1月3日、友引の日
- (2) 開場時間 午前8時30分～午後5時
- (3) 火葬（予約）時刻

火葬（予約）時刻とは、お棺を火葬炉に入炉し、火葬を開始する時間です。

遅くとも15分前には、斎場に到着するようにしてください。

秦野斎場の火葬（予約）時刻は、次のとおりです。なお、午前11時30分と午後2時30分の火葬件数を2件から3件に変更し、1日16件の火葬を受け付けます。

火葬（予約）時刻	火葬件数	備 考
午前 9時30分	2件	
午前10時30分	2件	
午前11時30分	3件	市内優先枠
午後 0時30分	2件	市内優先枠
午後 1時30分	2件	市内優先枠
午後 2時30分	3件	
午後 3時30分	2件	

- ※1 午前11時30分、午後0時30分、午後1時30分の時間帯は、市内優先枠です。
- ※2 市内優先枠は、2日前の午前8時30分までに予約がない場合、市外居住者の方も使用することができます。
- ※3 市内・市外の区分については、次のとおりです。

「市内居住者」とは、死亡された方又は斎場使用許可申請の申請人のいずれかが、秦野市又は伊勢原市に住所を有する場合をいいます。「市外居住者」とは、市内居住者以外の場合をいいます。

施設使用料の区分とは異なりますのでご注意ください。

3 施設使用料

秦野斎場の施設の使用料は、次のとおりです。現金での前納となりますので、斎場使用許可申請手続きの際に窓口等で納付してください。

使用料一覧表

区分		使用料	
市内 居住者	火葬室	大人	11,000円(1体)
		小人(12歳未満・死胎児)	7,000円(1体)
		臓器等	5,000円(1件)
	遺体安置室	2,000円 (1体又は1件・1日(1回))	
市外 居住者	火葬室	大人	73,000円(1体)
		小人(12歳未満・死胎児)	44,000円(1体)
		臓器等	30,000円(1件)
	遺体安置室	10,000円 (1体又は1件・1日(1回))	

- ※1 「市内居住者」とは、死亡された方の死亡時の住所、死胎の場合は死産時の母の住所、改葬の場合は、改葬ご本人の生前の住所及び臓器等の場合は手術等を受けた方(臓器等の所有者)の住所が、秦野市又は伊勢原市である場合をいいます。
- ※2 「市外居住者」とは、「市内居住者」以外の場合をいいます。
- ※3 遺体安置室の使用料は、1日(1回)を1単位とします。
(例：火葬前日から安置室を使用した場合、2日分の使用料がかかります。)

4 斎場の使用申請・許可等

(1) 申請手続と使用料の納付

使用申請は、秦野市役所又は伊勢原市役所の戸籍住民課の窓口等へ「秦野斎場使用許可申請書」を提出し、指定された方法で「使用料」を納付してください。使用料は現金で前納してください。同時に火葬時間帯の本予約も行います。

なお、窓口で交付される秦野斎場使用許可書は、火葬の際に必ずお持ちください。ない場合は火葬をお受けできませんのでご注意ください。

使用許可申請の窓口

市町担当課	電話番号
秦野市役所戸籍住民課	0463-82-5111 (代表)
伊勢原市役所戸籍住民課	0463-94-4711 (代表)
中井町役場税務町民課 (中井町民のみ)	0465-81-1114 (直通)
二宮町役場戸籍税務課 (二宮町民のみ)	0463-71-3311 (代表)

(2) 使用許可申請の受付時間

午前8時30分から午後5時まで

※ 休日も受付しています。(二宮町を除く)

(3) 使用許可申請に必要なもの

ア 予約システムにより仮予約がされている場合、その内容に基づき、受付窓口にて作成した「秦野斎場使用許可申請書」をお渡ししますので、記載内容を確認してください。(仮予約については、5ページ「7 斎場予約システムによる仮予約」を参照)

イ 事前に仮予約をしていない場合は、斎場使用許可申請の窓口で手続きをしてください。(3ページ「4 斎場の使用申請・許可等 (1) 申請手続と使用料の納付」を参照)

ウ 「埋火葬許可証」等(改葬においては「改葬許可証」、臓器等の火葬は「医師等の証明書」)を提出してください。「埋火葬許可証」等がない場合は、「秦野斎場使用許可申請書」の受け付けはできません。忘れずに持参してください。

ただし、死亡届と同時に申請する場合は、提出する必要はありません。

エ 「埋火葬許可証」、「改葬許可証」は、使用日前日(友引を含む)の午後5時までに秦野斎場へFAX(0463-86-6087)送信してください。

5 棺への副葬品の混入防止と制限

棺の中にもものを入れると、火葬時間が長くなるほか、溶けた物質がご遺骨に付着したり、火葬炉など周囲のものを破損させたりする恐れがあります。また、ダイオキシン類が発生する恐れもあることから、棺には次のようなものを入れないようご協力をお願いします。

発生する可能性のある問題	棺に入れてはいけないもの
<ul style="list-style-type: none"> ●公害の発生 CO2、煤塵、臭気の発生 ダイオキシン類の発生 有害物質の発生 集塵装置の不具合 	<ul style="list-style-type: none"> 石油化学製品 ビニール製品（ハンドバッグ、靴、玩具など） 化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物など） 発泡スチロール製品（枕など） 塗料・彩色材料（ペンキ、絵の具など） その他（CD、ゴルフボールなど）
<ul style="list-style-type: none"> ●不完全燃焼の発生 火葬時間の延長 異臭、黒煙の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 果物（スイカ、メロンなど大きな果物） 書籍・大量の紙類（辞書、アルバムなど厚みのあるもの） 大型繊維製品（布団、厚手の衣類、大きなぬいぐるみなど） 木製品（重厚な将棋盤や碁盤など） 革製品（靴、ベルト、ジャンパー等衣類など）
<ul style="list-style-type: none"> ●設備の損傷・故障の発生 急激な燃焼と温度上昇 集塵装置の不具合 	<ul style="list-style-type: none"> カーボン製品（杖、釣竿、テニスラケット、ゴルフクラブ、竹刀、義肢装具など）
<ul style="list-style-type: none"> ●ご遺骨の損傷 焼骨に不燃物が付着 炉内での破裂・損傷 	<ul style="list-style-type: none"> 金属製品（ジュース・ビールなどの缶飲料、腕時計、指輪、メガネ、硬貨、ラジオ、携帯電話など） 陶磁器 ガラス製品（酒・化粧品などのビン類、鏡、食器類など） 爆発物（ガスライター、スプレー缶、乾電池など）
<ul style="list-style-type: none"> ●その他 燃焼の妨げ 設備等の損傷 	<ul style="list-style-type: none"> ドライアイス（二酸化炭素の発生と炉内温度の下降など） 心臓ペースメーカーなど（炉内で破裂・爆発し、火葬従事者のけがや設備が損傷）

※1 義手、義足等はできるだけ外してください。

※2 人体以外のペット（愛玩動物）などの死骸や遺骨を混入させることは、人体の遺骨の尊厳を損なうことになり、また火葬後の収骨に混乱が生じますので入れないでください。

※3 献花は最小限にしてください。

※4 花束を棺の上に置かれる場合は、火葬炉の扉寸法の都合により厚さ23センチ以内にしてください。棺の天面が平面でない場合は納炉後、化粧扉を閉じる直前に棺の上に花束を置きます。「オアシス」（切り花用吸水スポンジ）は、火葬時、収骨時に悪影響が生じますので、棺の上に置く花束には使用しないでください。

6 火葬から収骨までの流れ

- (1) 火葬時間は入炉後、概ね1時間程度です。火葬の間、ご遺族、会葬者は待合室でお待ちください。なお、火葬炉が完了しても、火葬炉内の冷却に時間を要するため、収骨の開始時間が遅くなる場合があります。
- (2) 同行者控室、運転手控室に火葬の進行状況を表示するモニターを設置しています。表示に従い、会葬者に収骨に向かう準備を行うようお伝えください。
- (3) 火葬終了後、ご遺族の代表者を含め、2名の方が焼骨確認するようお願いいたします。焼骨確認を行わない場合は職員に申し出てください。
- (4) 焼骨確認後、収骨の準備が整い次第、収骨室への参集のご案内を館内放送でお知らせします。放送がありましたらご遺族、会葬者の皆様は収骨室へ移動してください。館内放送を希望されない方は、事前にお申し出ください。
- (5) 骨壺へ入れる副葬品については、収骨開始時に斎場職員へお渡しいただきますようお願いいたします。(副葬品によってはお断りさせていただく場合がございます。)
- (6) 収骨後、遺骨・遺影・位牌を持たれる方以外は、お車でお待ちください。
- (7) 当斎場では、ご遺族、会葬者様のやけど等の事故防止のため、お遺骨を火葬炉台車から収骨台に移し替えて収骨を行うトレイ方式にて行っています。
- (8) ご遺骨は全てお持ち帰りいただきます。分骨を希望される場合は、分骨するご遺骨を納める骨壺の御用意と事前に『分骨証明申請書』を記入・押印してください。なお、分骨証明書は紛失した場合に原則、再発行出来ませんので、大切に保管してください。
- (9) 収骨後、斎場職員から火葬執行済証明印を押した『埋火葬許可証』をお返ししますので、遺骨と一緒に保管してください。

7 斎場予約システムによる仮予約

秦野斎場では「秦野斎場予約システム」を運用しており、24時間火葬室の空き状況を確認できます。秦野市伊勢原市環境衛生組合ホームページにアクセスし、右下の「秦野斎場予約システム」をクリックし、予約システムのページが開いたら、右上の「火葬室予約」の下の確認したい各区分をクリックすることで空き状況を確認できます。

また、このシステムでは、登録事業者になると仮予約ができます。登録及び利用方法等は、秦野市伊勢原市環境衛生組合ホームページでご案内しています。

※1 ホームページアドレス (<http://www.hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp/>)

※2 仮予約の際は6ページ「10 秦野斎場の利用に関する留意事項等」を遵守してください。

8 案内表示

- (1) 秦野斎場では、次の箇所に案内表示をしています。お名前の表示を望まない方や、通称名等での表示を希望される場合は、事前にお申し出ください。
 - ア 故人名、使用各室番号 ⇒ エントランスの総合案内
 - イ 故人名 ⇒ 告別室、収骨室、待合室前の個別表示
- (2) システムに登録されていない文字の場合、通常字体で対応する場合があります。

9 交通機関・経路等

- (1) 路線バスを利用（神奈川中央交通）する場合
小田急線秦野駅北口（2番線乗り場）
榎木堂菩提経由渋沢駅北口行、横野入口行、榎木堂経由高砂車庫前行
いずれも『六反地』バス停下車 徒歩約5分
- (2) タクシーを利用する場合
『秦野斎場』と教えてください（秦野駅から約10分）
- (3) 自家用車
東名秦野中井IC左折約2km、河原町交差点左折約2.5km（ICから約10分）
※ カーナビゲーションシステムの中には、斎場への案内表示に多少の誤差が生じる場合があります。

10 秦野斎場の利用に関する留意事項等

(1) 共通事項

- ア 秦野斎場の管理・運営は、「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）や、これに基づく「秦野斎場管理条例」（昭和51年条例第4号）によるもののほか、この利用案内によります。
- イ 秦野斎場では、職員に対する心付け等は一切お断りしています。
- ウ 健康増進法及び神奈川県条例の施行に伴い、公共の場所における受動喫煙防止のために、施設建物内については全面禁煙となっています。なお、喫煙される場合は、屋外の指定された喫煙場所をご利用ください。
- エ 秦野斎場への遺体の搬送は、個人の場合を除き葬儀業者による貨物運送事業法に基づく霊柩車運送業（遺体搬送）の許可を受けた車両（霊柩車・緑ナンバー）のみとしております。尚、葬儀業者による遺体搬送が白ナンバー車の場合は違反行為となります。
- オ 斎場への到着が遅れますと、次の火葬予約への影響があるため、ご遺族や会葬者の皆様に大変ご迷惑をお掛けすることとなります。告別式の開催時間や秦野斎場までの移動時間も考慮した時間設定をし、必ず火葬時刻の15分前までに到着されますようご協力ください。
- カ 秦野斎場を使用される場合は、極力葬儀進行等の判断が出来る方（葬祭事業者）が同行していただきますようお願いいたします。
- キ 利用にあたっては、斎場職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ク 施設内での写真撮影等をご遠慮ください。
- ケ ペット動物の同伴入場は、ケージ入りであってもご遠慮ください。ただし、障害のある方の補助犬は除きます。
- コ 施設内での盗難、紛失、けが、事故等の責任は負いかねますので、十分にご注意をお願いします。なお、貴重品等のお預かりはいたしません。
- サ 車椅子は、エントランスホールに用意されていますのでご利用ください。利用後は、元の位置にお返しくください。

- シ AEDは1階事務室に設置してあります。
- ス 着替えは、1階の会葬者用更衣室をご利用ください。
- セ 授乳は、1階女子トイレ前、2階エレベータホール前の授乳室をご利用ください。
おむつの交換を行う場合は必ず、各階に設置されている多目的トイレのおむつ交換台を使用してください。館内の衛生環境を適切に維持するために、授乳室でのおむつ交換は行わないでください。
- ソ 施設内に設置されている電源コンセントで携帯電話の充電、ゲーム機、その他電子機器等のご利用はご遠慮ください。

(2) 斎場予約システムの運用上の留意事項

- ア 仮予約申し込みにあたっては、秦野斎場予約システム利用等に関する要綱に規定されている事項を遵守してください。
- イ 仮予約申し込みは、1遺体につき1件とし、必ず『死亡診断書』、『死体検案書』等が発行されてから、仮予約を行ってください。
- ウ 火葬予約日の前日午後5時までに使用許可申請窓口（3ページ参照）で予約確定（本予約）を行ってください。（期限を過ぎても、予約確定されなかった場合は、仮予約を無効とさせていただきます。）
- エ 本予約をしたら『埋火葬許可証』または「改葬許可証」は、火葬予約日前日（友引を含む）の午後5時までに秦野斎場へFAX（0463-86-6087）送信してください。
- オ 意図的な重複予約や、死亡の事実が発生する前の仮予約など「秦野斎場予約システム利用等に関する要綱」の規定に違反等があった場合は、システムの利用制限をすることがあります。

(3) 火葬炉（告別室）の使用に関する留意事項

- ア 交通状況等により到着が早まったり、遅れたりするおそれがあるときは、受入調整を要することになり、ご遺族・会葬者の皆様へご迷惑をかける場合がありますので、必ず電話等によりご連絡ください。
- イ 霊柩車に棺を乗せるときは、棺はご遺体の頭部側が必ず前方向になるようにお願いします。
- ウ 斎場職員との棺の受渡しは、エントランス前で執り行います。 霊柩車は、到着後待機場所で待機してください。順次、斎場職員が指定の場所で棺を受け入れます。
- エ 棺の大きさが6.5尺以上やお体が大きいご遺体の場合は、火葬に影響する場合がありますため、仮予約申し込み前に秦野斎場までご連絡下さい。
火葬可能な棺の大きさは、高さ65cm以内、幅65cm以内、長さ210cm以内です。ご遺体と棺、副葬品の重さが合計200kgを超える場合は、当斎場の棺を乗せる台車が使用できません。
- オ 葬祭事業者からの案内の方は、斎場職員の指示に従って駐車をお願いします。
- カ 1回の火葬で、複数のご遺体や死胎児を火葬出来ません。ただし改葬の場合は、1つの墳墓に埋葬されている複数のご遺体をまとめて火葬出来ます。

キ 土葬改葬を希望される際、ご遺骨に付着している土・砂等を水洗いし、取り除いてください。副葬品等は、ご遺骨の損傷及びダイオキシソ類発生の恐れがありますので、取り除いてください。

搬入の際は、段ボールのサイズ高さ40cm・幅50cm・長さ50cm以内とします。火葬炉1炉につき、2箱まで火葬が出来ます。それ以上の場合は火葬炉2炉分の予約が必要となります。

なお、火葬後の焼骨は火葬前と同程度発生しますので、骨壺を御用意ください。(段ボール1箱につき、骨壺(7寸)1~2個、2箱の場合は3~4個)その他については、秦野斎場(81-2052)までお問い合わせください。

ク 告別室での焼香は、秦野斎場で準備した抹香等を使用して下さい。玉串、献花等は使用者で準備をお願いします。その他、特別な宗教儀式を行う場合は、事前にお知らせください。

ケ 告別室には、遺影、位牌以外のものは、置くことができません。

コ 茶毘経、焼香、献花、お祈り、賛美歌等の宗教儀礼は棺を火葬炉に納めた後にお願いします。

(4) 待合室の使用に関する留意事項

ア 待合室は、原則1会葬あたり1室の利用に限らせていただきます。待合室は、大人40人のテーブル席です。(和室はありません。)40人を超える場合または、大部屋を希望される場合は、本予約を完了した後、速やかに秦野斎場までご連絡下さい。状況によりご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

イ 各待合室の給湯室には、ポット、急須、湯飲み茶碗、茶葉が用意してありますのでご利用ください。茶葉の交換は利用者でお願いします。

ウ 施設内で飲食できる場所は、待合室及び2階売店前のロビーです。それ以外の場所では飲食できません。なお、ケータリングによる飲食は、待合室のみです。

エ 待合室内での喫煙はできません。

オ 収骨後は、待合室は利用できません。

カ ご利用終了時には、利用前の状態に戻すとともに、忘れ物等が無いよう確認をお願いします。

キ 火葬中の葬祭事業者等の待機場所として1階に同行者控室がありますのでご利用ください。なお、利用後は利用前の状態に戻すとともに、ごみはお持ち帰り下さい。

ク ケータリングを利用する場合の留意事項

(ア) 長時間の配膳及び片付け作業は、前後に同じ待合室を利用する会葬者様に支障がありますので、配膳、片付けは速やかに実施し、待合室の円滑な入替にご協力をお願いします。

(イ) ケータリングで出たごみは必ずお持ち帰りください。後片付けも含めてご協力をお願いします。

(ウ) 固形燃料等を使用したお食事の提供はできません。加熱処理を必要とする料理の提供は、火器を使用しない薬品(化学変化)での熱の発生によるもの以外は厳禁とします。

(5) 遺体安置室の使用に関する留意事項

ア 遺体安置室（霊安室）は、秦野斎場で火葬をする方のみ利用できます。友引及び休場日は受け入れできません。時間外については、ご相談ください。

受け入れ時間：午前 9：00～午前11：00まで

午後 2：00～午後 4：00まで

イ 遺体安置室では、葬祭行為（湯灌・納棺の儀式等）は出来ません。

ウ 必ず納棺された状態で搬入し、棺には故人の氏名を記載した紙（故柩紙）を貼ってください。また、ご遺体は、汚汁漏れ、臭気漏れの無いよう十分措置して下さい。

エ 棺の大きさは、高さ65cm以内、幅65cm以内、長さ210cm以内とします。

オ 温度保全のため、安置後の面会は出来ませんのでご了承ください。

(6) 駐車場の使用に関する留意事項

ア 場内は、霊柩車を優先でお願いします。

イ 場内通路では、徐行運転で走行してください。

ウ 排気ガスや騒音防止のため、停車時はエンジンをお切りください。

エ 駐車スペースに限りがありますので、一つの火葬予約に対して自家用車3台、マイクロバス2台までにとどめ、できる限り車両の数を制限してください。車両の利用が多数見込まれる時は、斎場職員に駐車場所の指示を受けた上、葬祭事業者及び霊柩車スタッフによるご案内をお願いします。

オ マイクロバス等の運転手の方の待機スペースとして、必要に応じて1階運転手控室をご利用いただけます。

カ 場内は、正門付近を除き、一方通行です。また、混雑時は、北側の駐車スペース及びマイクロバスの駐車スペースの一部に縦列駐車をお願いする場合がありますので、その際は斎場職員の指示に従ってください。

(7) 感染症対策に関する留意事項

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、御協力ください。なお、感染症の流行状況に応じ、次に掲げた事項以外の対応を要請する場合がありますので、ご理解下さい。

ア 来場の際は、咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等を徹底してください。

また、咳などが出る方はマスクの着用をお願いします。

イ 発熱・咳・倦怠感等の症状のある方の来場は、ご遠慮下さい。

ウ ご来場中に体調が悪くなった場合はお近くの職員までお声がけください。

エ 適宜、待合室の換気を行ってください。

オ 待合室の換気等のため、場内の冷暖房が十分でない場合がありますので、衣類等での調節をお願いします。

1階



2階



全 体

